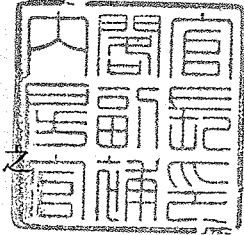


## 行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補  
古谷 一之



平成27年6月3日付け行政文書の開示請求（平成27年6月4日付け受付）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（H27. 3. 10国会提出）の関し、内閣法制局への各条文ごとの説明資料（最新版）

#### 2 不開示とした部分とその理由

該当なし。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
A4 1,070枚	①閲覧	100枚までにつき100円	1,100円	800円
	②複写機により白黒で複写したものの送付	用紙1枚につき10円	10,700円	10,400円
	③スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	10,800円	10,500円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

#### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記載した日時のうち、希望する日時を選択してください。

日時： 7 月 10 日から 9 月 8 日まで（行政機関の休日を除く。）の  
10：00から17：45まで（昼休み（12：00～13：00）を除く。）。

場所：中央合同庁舎第8号館第2階N213号室（予定）  
（内閣官房情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1）

#### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から3日後までに発送予定

郵送料（見込み額）：通常郵便物（定形外） 4,000 gまで 1,180 円

※複写機により複写したものの送付の場合

### 4 担当課等

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 03-5253-2111（内閣官房代表）